

## 第 12 回検討会における委員意見等への対応案

## ○ 条例の構成等

	委員意見等の概要	対応案
1	この条例の項目の中のどこかに、条例の内容を県民に周知させていくという内容の一文を入れていただきたい。(西場委員)	・「第 4 県の責務」⑤の「教育、普及啓発等」の中に本条例の内容の県民への周知も含まれている。条文自体にそのことを明示するのは条例の規定としてそぐわないと考えるが、逐条解説等で示していくことを検討することとしたい。
2	福祉施設などの県が補助しているような公的施設に対しては、「県民等に対する役割」以上に木材利用促進についてお願いできる余地があるのではないか。(中森委員)	・「第 11 県民等の役割」の対象である「事業者」の中には福祉施設等の公共建築物を整備する福祉法人等も含まれており、「その(……) 事業活動を通じて木材の利用に積極的に努める」という内容以上の役割を別途規定することはなかなか難しいと考えるが、そのような事業者については特に木材の利用が期待される旨を逐条解説等で示していくことを検討することとしたい。

○ 前文

	委員意見等の概要	対応案
1	木の文化というのは、昔から里山の木を使って家を建て、芝刈りをし、調理に活用してきたといった、木を衣食住、暮らしに取り入れてきた生活文化のことだと思う。(杉本委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「木の文化」については、住宅、家具、日用品のような形で、身近な暮らしの中に木が息づいており、木とともに人々が育まれてきたというようなことと整理できるのではないかと。</li> </ul>
2	「前文」の第6段落の修正イメージに「三重県における木の文化を継承し、発展させていかなければならない」とあるが、「三重県における木の文化」とは何だろうかと思った。(杉本委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、「三重県における木の文化」については、優良な木材の産地として潤沢な森林資源に恵まれてきた三重県においては、特に上記のような文化が醸成されてきたといえるのではないかと。</li> </ul>
3	もともとこの条例を作ろうとした出発点は、かつて暮らしの中で身近にあった木が今はなくなってきている中で、三重県から見直していきましようというところがあったと思う。そして、新しい木の使い方も提示していくという意味も込めて、「木の文化を思い出す」ということと「新しい木の文化をつくる」という観点から、「前文」には「木の文化」を使っていいと思うし、むしろ使うべきだと思う。(山本(佐)委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのような整理を踏まえ、「前文」では、第1段落と第6段落において次の修正イメージのように「木の文化」を用いることとしたい。</li> </ul> <p>(修正イメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略) 県民は古くからその潤沢な森林資源の恵みを受けて、暮らしの中に息づく豊かな木の文化を育んできた。</li> </ul>
4	「三重県における木の文化」というとどうしても伊勢神宮を連想してしまう。「三重県における木の文化」というより「生活の中での木の文化」としたほうがよいのではないかと。(中瀬委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このような中、我々は、(略) 住宅や社屋への木材の利用をはじめとする日常生活及び事業活動における木材の利用に積極的に取り組み、様々な形で暮らしの中に木を取り入れることで、三重県における木の文化を継承し、発展させていかなければならない。</li> </ul>
5	私は「木の文化」というと、小さい頃から生活の周りに様々な形で地元の木が活用されていたことを想起する。そういう三重県ならではの木の文化というのはあると思う。(谷川委員)	

	委員意見等の概要	対応案
6	<p>「前文」の第4段落で「三重県における木の文化を取り巻く状況も厳しさを増している」とあるが、ここでいう「三重県における木の文化」は何なのかが不明確である。木材の需要低迷等による厳しい状況は、三重県だけでなく全国共通のことである。第6段落では、「三重県において木の文化を築いていかなければならない」とあり、そのために条例を制定するという事なので、「前文」の中でも重要な言葉である「木の文化」については、きちんと整理しておく必要がある。(今井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、第10回検討会での西場委員の意見も踏まえ、木材の利用を取り巻く深刻な状況について記載する第4段落では、「木の文化」は使用しないこととする。</li> </ul>
7	<p>「ウッドファースト」という言葉を「前文」で使用するかどうかは、それをどんな文脈で使うかによる。使い方によっては、「木の文化」の記述などと相反するところも出てくると考える。(杉本委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ウッドファースト社会」については、特定の民間団体が提唱している言葉ということも考慮し、「前文」では用いないこととする。ただし、第6段落において、その実質的な内容である「木材を優先して利用する社会」を実現することを決意するという部分は残すこととする。</li> </ul>
8	<p>「ウッドファースト社会」が提唱されるようになった経緯に鑑みると、「ウッドファースト社会」という理念は決して間違ったものではないので、あえて削る必要はないのではないかと。その言葉を削るとしても、趣旨がわかる形でなんらかの記述をしてもらうのがよいと思う。(濱井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定後に条例の内容等を県民に周知するためのシンボリックな言葉やスローガンのようなキャッチフレーズについては、別途検討することとする。(なお、秋田県では、「秋田県木材利用促進条例」を踏まえ、「ウッドファースト県民運動」を推進しているとのことである。)</li> </ul>
9	<p>「ウッドファースト社会」という言葉をあえて書かなくても、「たたき台」にあるように「木材を優先して利用する社会を実現する」ということだけでよいのではないかと。(今井委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
10	<p>特定の民間団体が提唱した言葉なので、条例で「ウッドファースト社会」を用いるのは望ましくないということであれば、それは一つの整理としてよいと思う。ただ、「木材を優先して活用する社会」という趣旨はしっかりと書きこんでほしい。また、「ウッドファースト社会」でなくてもよいが、条例制定後に木を使うことを県民に広げていく上で、シンボリックな言葉やスローガンのようなキャッチフレーズは必要だと思う。(西場委員)</p>	

○ 第2 定義

	委員意見等の概要	対応案
1	(1)において、「エネルギー源」を削ることについて、木材利用の中でバイオマス利用が占めるウェイトはたいへん大きいので、自分の中で迷いがある。「三重の森林づくり条例」の中でバイオマス利用の位置付けをしていくということも検討の余地がある。(西場委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第12回検討会で「第2 定義」(1)の「木材の利用」の定義から、「及びエネルギー源」は削るという対応案を提示したところであるが、この点については、改めて委員間討議を行うこととする。</li> <li>・なお、第12回検討会で提示した対応案では、「製品の原材料」の後に「等」を加えることとしたところであり、それによりバイオマス利用は前面には出なくなるものの、条例の促進の対象からバイオマス利用が排除されるわけではないところではある。</li> </ul>
2	海外から燃料を輸入してのバイオマス発電は問題だが、緑の循環を回すためのバイオマス利用であれば、書き込む意味があるのではないか。県内調査でもバイオマスの熱利用について推進してほしいという声もあったように、林業関係者の中にもC材の利用促進の要望があるのは確かだと思う。(杉本委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、木材のバイオマス利用は、「三重の森林づくり条例」第16条の「県産材の利用の促進」の対象に含まれるものであり、実際、条例に基づく「三重の森林づくり計画 2019」では「持続可能な木質バイオマス利用の推進」が位置付けられている。</li> </ul>

○ 第3 基本理念

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>ウッドマイレージの考え方については、三重県は南北が非常に長い県であり、県産材を使うということから外れる場合も出てくる可能性が高いと思うので、その辺りについて整理する必要があるのではないか。(中瀬委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第12回検討会での対応案で示したとおり、(2)の県産材優先の考え方と、(3)のウッドマイレージの考え方は、重なり合うものであり、多くの場合において両者は一致することとなると考えられるが、県境に近い地域においては相反する場合もあり得る。しかし、そのような場合に県産材の利用を隣接県産材より必ず優先させるようにすることは、環境負荷軽減や県民の利便性等の観点からあまり合理性がないと考えられるので、その場合に県産材と隣接県産材のどちらが優先されるかは、当該県民の判断に委ねるほかないと考えられる。</li> <li>・仮にいかなる場合でも県産材を最優先すべきということであれば、条例の対象を県産材のみとすることが適当であると考えられる。</li> </ul>

○ 第4 県の責務

	委員意見等の概要	対応案
1	③において、公共建築物だけでなく、住宅等の一般建築物も推進するという趣旨を入れてはどうか。(中瀬委員)	<p>・「第4 県の責務」③では、県が自ら整備（≒建築、改修等）する公共建築物における木材利用について規定しており、住宅等の一般建築物について規定するのは適切ではないと考えられる。住宅等の一般建築物に係る施策については、④において、第12回検討会の対応案で示した趣旨に沿って、次の修正イメージのように規定することとする。</p> <p>(修正イメージ)</p> <p>④ 県は、木材の利用の促進に関する(略)人材の育成、<u>住宅その他の建築物における木材の利用の促進</u>その他の木材の利用の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>
2	③について、「みえ公共建築物等木材利用方針」では「その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用する」とあることとの整合性を考慮し、「原則として県産材を使用する」といった文言を入れる必要があるのではないか。(濱井委員)	<p>・「第4 県の責務」③については、県が自ら整備する公共建築物のことであることも踏まえ、条例の対象をどうするかにかかわらず、原則として県産材を使用することとするという趣旨を規定することとし、次のような修正イメージのように修正することとしたい。</p> <p>(修正イメージ)</p>
3	本条例の他の部分で対象となる木材がどうなるかは別にして、③については、県が整備する公共建築物のことであるので、「原則として県産材を使用する」ということでよいのではないかと。(今井委員)	<p>③ 県は、その整備する公共建築物において、<u>木材利用方針で定めるところにより、原則としてその主要構造部その他の部分に県産材を使用するものとする。</u></p>
4	③について、「原則として」という言葉を入れるかどうかは別にして、県産材に重きを置きたいという思いである。(山本(里)委員)	

	委員意見等の概要	対応案
5	<p>③において、「原則として」という文言を入れる場合には、例外もあり得ることを示すため、語尾は「努めなければならない」とすべきではないか。(中森委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その主要構造部に県産材を使用する」というのはいわゆる「木造化」のことであり、木材利用方針で定めるところにより、木造化を促進する公共建築物については木造化を図ることとし、木造化を促進する対象としない公共建築物については木質化を図ることとすることを含意している。他県のように「原則として木造」と規定すると、木造によりがたい場合には木質化を検討すべきことが表現できないことになるので、このような表現としたところである。</li> <li>・なお、既存の法律及び条例の表現を精査したところ、「原則として」と「努めなければならない」を同時に使用している例は確認できなかった。これは、「原則として」という表現は、そもそも原則でない場合、すなわち例外があることを含む表現であるためであるからと考えられる。こうしたことから、「原則として(……)ものとする」という表現とすることとした。このような表現にしたとしても、例外的に県産材を使用できない場合もあり得ることとなるが、その場合は県産材を使用できない説明責任が県当局に求められることになると考えられる。</li> </ul>

	委員意見等の概要	対応案
6	④において、「研究、技術の開発」を全て抜くという対応案となっているが、将来的なことも考えて、「研究」という文言は入れておいたほうがよいのではないか。(西場委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘を踏まえ、④の「研究、技術の開発及び普及」を「研究、技術の普及」と修正することとする。</li> </ul>
7	④について、「技術の開発」は民間主導で推進すべきものとするが、「木材の利用の促進に関する研究」については、例えば森林環境教育に関する研究なども含まれるので、残していただいてもよいと思う。「木材の利用の促進に関する研究、技術の普及」といった形であれば我々としてはありがたい。(農林水産部)	

○ 第5 市町の役割  
第6 市町に対する支援

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」では、市町は森林の整備や保全において責任が重い立場にあることから、「市町の責務」を規定しているとのことであった。木材利用促進における市町の役割はこれからますます大きくなっていくと考えられるので、県議会としての木材利用促進に対する熱意を市町の皆さんに伝えるという意味でも、県と市町がパートナーとして責務を共有しながらやっていくという位置付けとして、「市町の役割」ではなく「市町の責務」として規定するのがよいのではないか。(今井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町の役割」を「市町の責務」とするかどうかについては、改めて委員間討議を行うこととする。</li> <li>・なお、現在の県の政策的条例における市町に関する規定の状況は下記のとおりである。(下線は、議員提出条例)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「市町の責務」を規定しているもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>子どもを虐待から守る条例</u></li> </ul> </li> </ul>
2	<p>県と市町との対等な関係に鑑みると、県の条例で「市町の責務」を規定するのであれば、市町関係者との協議等が必要になるのではないか。ただ、森林環境譲与税の創設などにより、森林づくりや木材利用促進において市町の役割が大きくなっているため、市町について条例の中でしっかりと書き込んでいくことは必要だと思う。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「市町の役割」を規定しているもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>みえ歯と口腔の健康づくり条例</u></li> <li>・三重県子ども条例</li> <li>・三重県がん対策推進条例</li> <li>・みえの観光振興に関する条例</li> </ul> </li> </ul>
3	<p>県と市町とが対等な立場で木材利用を進めていく仕組みが必要だと考えており、そのような体制の整備について規定した上で、市町について、「役割」なのか、「協働」なのか、「責務」なのかといった形で規定するのがよいのではないかと思う。(杉本委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県中小企業・小規模企業振興条例</li> <li>・三重県スポーツ推進条例</li> <li>・三重県防災対策推進条例</li> </ul>
4	<p>市町の間で木材利用促進や森林教育などについて温度差があると感じており、市町の皆さんにも木材利用促進の重要性を認識し、それに対する熱意を共有してほしいと思うので、今回の条例に何か市町を巻き込む仕掛けを盛り込むことが重要だと思う。(山本(佐)委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
5	<p>県の条例で「市町の責務」を規定するのは、予算措置等を伴うことでもあり、すごく重いことだと思う。「市町の責務」とするのであれば、市町の意見を聴く必要があると考える。私は「市町の役割」でよいのではないかと思う。(谷川委員)</p>	<p>○「市町との協働」を規定しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>子どもを虐待から守る条例</u></li> <li>・ <u>三重県リサイクル製品利用推進条例</u></li> <li>・ 三重県青少年健全育成条例</li> <li>・ 三重県男女共同参画推進条例</li> <li>・ 人権が尊重される三重をつくる条例</li> <li>・ 三重県健康づくり推進条例</li> <li>・ 三重県環境基本条例</li> <li>・ 三重県生活環境の保全に関する条例</li> </ul>
6	<p>「市町の責務」とするか、「市町の役割」とするかについては、三重県の条例体系の中で、「市町の責務」としているものが他にあるのか、「市町の役割」としているものと比べてどの程度何が違うのかといったことを踏まえて、議論する必要があると思われる。(農林水産部)</p>	<p>○「市町との連携（協力）」を規定しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>三重県手話言語条例</u></li> <li>・ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例</li> <li>・ 三重県消費生活条例</li> <li>・ 三重県水源地域の保全に関する条例</li> <li>・ 三重県景観づくり条例</li> <li>・ 三重県動物の愛護及び管理に関する条例</li> <li>・ 三重県暴力団排除条例</li> </ul>

7	<p>「三重の森林づくり条例」には市町に関する規定がない中で、今回の条例にだけ「市町の責務」が出てくるのはどうかと思うし、森林づくりにおける市町の役割が大きくなっている現状を踏まえると、「三重の森林づくり条例」にも市町に関する規定を設ける必要があるかどうかとも並行して検討する必要があるのではないか。(西場委員)</p>	<p>○市町に特化した規定のないもの（議員提出条例のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>三重県地域産業振興条例</u></li> <li>・ <u>三重県森林づくり条例</u></li> <li>・ <u>三重県地域づくり推進条例</u></li> <li>・ <u>三重県食の安全・安心の確保に関する条例</u></li> <li>・ <u>三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例</u></li> <li>・ <u>障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例</u></li> </ul> <p>・「市町の役割」又は「市町の責務」のいずれを規定する場合であっても、同じ分野の条例である「三重の森林づくり条例」とのバランスを考慮し、同条例に今回の条例と同様の市町に関する規定を設けることが適当であると考えられる。その場合、今回の条例の附則において、関係条例の改正として、次の条文イメージのような条文を「三重の森林づくり条例」に加える改正を行うこととしたい。なお、「三重の森林づくり条例」の他の条文との整合性の観点から、とりあえず「市町の責務」として規定することとしている。</p> <p>(条文イメージ) (市町の責務)</p> <p>第7条の2 市町は、三重のもりづくりに重要な役割を有していることに鑑み、基本理念に基づき、県、森林所有者等、事業者及び県民と連携し、三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。</p>
---	--	---

	委員意見等の概要	対応案
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三重の森林づくり条例」に合わせ、「第5 市町の役割」だけでなく、「第7 林業事業者の役割」から「第11 県民等の役割」までについても「役割」を「責務」に修正することも検討の余地があると考えられる。逆に、「三重の森林づくり条例」の「森林所有者等の責務」（第8条）、「県民の責務」（第9条）、「事業者の責務」（第10条の「責務」）を全て「役割」に改め、新たに設ける市町の規定についても「市町の役割」とすることも考えられる。</li> <li>・なお、「市町の責務」とすることについて、パブリックコメントより前に市町関係者に意見聴取することについては、その手法等を含め、検討することとしたい。</li> </ul>

	委員意見等の概要	対応案
8	<p>「第5 市町の役割」②において「木材の利用に積極的に努める」とあるが、この部分も「原則として、県産材を使用する」とすることができないか。(濱井委員)</p>	<p>・ 条例の対象をどうするか議論次第であるが、県産材より広い範囲の木材を対象とする場合、県の公共建築物の場合は県自らのことでもあるので県産材と限定することもあり得ると考えられるが、市町の公共建築物の場合は、市町の自主性を尊重するという観点、また、県境の市町の場合、隣接県産材等を使用することも一概に否定できないという観点等から、「原則として、県産材を使用する」とすることについては慎重に検討すべきであると考えられる。</p>
9	<p>「第5 市町の役割」②の書きぶりは上から目線のように思われるので、公共建築物における木材利用促進において市町の役割、影響力が大きいということを明記し、なぜこのような規定を設ける必要があるかを市町に納得してもらえそうな書きぶりにしたほうがよいのではないか。(中森委員)</p>	<p>・ 市町が木材利用促進において重要な役割を有していることから、市町に関する責務又は役割の規定が必要であることを明記することとし、「第5 市町の役割」①を次の修正イメージのよう修正することとしたい。なお、当該記述は、個別的な規定である②より、総論的な規定である①に位置付けるのが適当であると考えられる。</p> <p>(修正イメージ)</p> <p>① 市町は、<u>木材の利用の促進に重要な役割を有していることに鑑み</u>、(略)木材の利用の促進に関する施策の策定及び実施に努めるものとする。</p>

○ 第7 林業事業者の役割

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「安定的な供給」という文言については、「川上」側から見て「川下」主導的な言葉だとして一部の方からは嫌がられるおそれがあるので、「安定的な」は削ってもらえるとありがたい。「多様な需要に応じた(……)供給」という表現で十分だと思われる。(農林水産部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材の安定的な供給は県産材利用促進において重要であることや、木材需要が拡大して安定的な供給につながることは林業事業者にとっても有意義であると考えられることから、「安定的な供給」という文言は存置することとしたい。</li> </ul>
2	<p>「川上」側から見ても「安定的な供給」というのは、安定的に出荷して、安定的に収入を確保するということにつながるので、「安定的な供給」というのは望まれることなのではないか。(山本(里)委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、その前提として「森林所有者等の役割」規定も設け、その中でも「安定的な供給に資するようその森林の適切な整備及び保全に努めること」を規定することで、「木材産業事業者の役割」も含め、それぞれの立場で「県産材の安定的な供給」に貢献するという意味合いを明確にすることとする。</li> </ul>
3	<p>「林業事業者の役割」と「森林所有者の役割」は分けるべきだと考えていて、それぞれの規定において「安定的な供給」という文言を入れるのであれば、「木材産業事業者の役割」も含めて、それぞれの立場で安定的な供給に向けて取り組んでいただくということによいのではないかと考える。(今井委員)</p>	
4	<p>「安定的な供給」というのはいろいろな場面で使われている言葉なので、これを削るとなると影響が大きいのではないか。木材需要が拡大してきたときに、安定供給体制の確保は重要であるので、このことについてなんらかの規定は必要だと考える。(西場委員)</p>	
5	<p>今回の条例は木材利用促進が主眼ではあるが、それと森林の整備及び保全は表裏一体の関係にあるものであり、林業事業者から植林等が大事という話も聞いているので、森林の整備及び保全に関する内容も盛り込むべきだと考える。(山本(佐)委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材利用促進と森林の整備及び保全は密接不可分の関係にあることを踏まえ、「三重の森林づくり条例」とともに今回の条例においても、次の修正イメージのように、「林業事業者の役割」として「森林の整備及び保全」を盛り込むこととしたい。</li> </ul>

	委員意見等の概要	対応案
6	<p>「三重の森林づくり条例」とかぶるところがあっても特段問題はないと思うので、私も今回の条例に森林の整備及び保全に関する内容を盛り込んだほうがよいのではないかと考える。(濱井委員)</p>	<p>(修正イメージ)</p> <p>林業事業者は、基本理念にのっとり、<u>森林の適切な整備及び保全</u>、多様な需要に応じた良質な県産材の安定的な供給及び人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

○ 第10 教育関係者等の役割

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>農林水産部で「森林環境教育」と「木育」を一体化して「森林教育」として推進していくということであるが、「森林教育」と「木育」は関連はあっても必ずしも一体のものではなく、木材利用促進という切り口からいうと「木育」が直結していると思う。「森林教育」という言葉はわかりにくさがあるので、今回の条例では「木育」という言葉を使ってわかりやすく県民に周知していくのがよいのではないかと考える。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「木育」という言葉は木材利用促進に直結するものであり、また、県民にとって親しみがあり、わかりやすいという多くの委員意見を踏まえ、「第10 教育関係者等の役割」において「木育」という言葉は存置することとする。</li> <li>・一方で、「森林環境教育」と「木育」を一体化して「森林教育」として推進していくという県の方針との整合性を図るため、次の修正イメージのように、「森林環境教育及び木育」という形で併記することとし、さらにそれらを「森林教育」と総称することを明記することとしたい。</li> </ul>
2	<p>執行部としては、今まで「森林環境教育」と言われたものの中にも「木育」的なものはあったし、その逆もしかりという状況の中で、どちらも一体として進めていく必要があるということで「森林教育」という言葉に統合したということである。したがって、県の施策方向との整合性という観点からは、今回の条例で「木育」という言葉だけを規定するのではなく、「森林環境教育」も併記していただくのがありがたい。(農林水産部)</p>	<p>(修正イメージ)</p> <p>教育関係者等は、基本理念にのっとり、<u>森林環境教育及び木育</u>(以下この条において「森林教育」と総称する。)の推進、そのための人材の育成及び<u>他の森林教育の推進に関する活動をする者との連携</u>に積極的に努めるとともに、その関係する教育及び保育に係る施設において、<u>県産材等木材の利用に積極的に努めるものとする。</u></p>
3	<p>「三重の森林づくり条例」の中で「森林環境教育」は4本柱の一つであるので、今回の条例にもそれを書き込むのであれば、しっかりと整理をすることが必要ではないか。(西場委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
4	<p>実際に活動されている方々の意見を聴いた上で、「森林教育ビジョン」を作成されたのだと認識している。「三重の森林づくり条例」の中で「森林環境教育の振興」という規定があるが、それも含まれているのだと思う。「木育」という言葉は言葉であるが、「森林教育ビジョン」に基づいて統一化したことを踏まえた条文にしても別段問題ないのではないかと思う。(濱井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「木育」の定義については、人によって捉え方が様々な言葉であることを踏まえ、あえて定義を置かないこととする。定義を置かなくとも、「森林環境教育及び木育」と併記することで、木に関わる様々な教育や学習を幅広く読み込むことが可能となると考えられる。</li> <li>・また、「他の者の行う木育（森林教育）の推進に関する活動への協力」については、教育関係者等から木育等に取り組む団体への一方的な「協力」というよりも、双方向的な「連携」のほうが適切であると考えられることから、「他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携」と修正することとした。</li> </ul>
5	<p>「森林教育」という言葉は、内容は理解できるが、なじみが薄く、これを知ってもらうのはなかなか難しいと思う。条例では、心地のよい言葉というか、十分に説明できることを規定していく必要がある。その点、「木育」というのは広がりのある言葉だと思う。(山本（里）委員)</p>	
6	<p>対応案で整理してもらった「木材の利用の意義及び重要性について理解を深めるための教育及び学習その他の木材の利用の促進に関する教育及び学習」というようなことを前につけて「森林教育」という言葉を用いるのであれば、「森林教育」の中で特にこの部分を大事にしているということがわかりやすくなるのではないか。「木育」ということだけだと、保育園での木工教室等のイメージが強くなってしまうので、もう少し山に思いをいたすといったニュアンスがあったほうがよいと思う。(杉本委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
7	<p>「木育」というのは、森林環境教育だけでなく、古くから生活の中で木を使ってきた木の文化のようなことを子どもたちに伝えるというような意味を含むシンボリックな言葉だと思ふ。県民の皆さんに実際に木を使ってもらふというメッセージとして「木育」はわかりやすく親しみのある言葉だと思ふので、県の施策で使わなくなったというだけで削除するというのはいかがなものかと思ふ。「木育」と「森林環境教育」を併記するというのがよいのではないか。(山本(佐)委員)</p>	<p>・なお、今回の条例及び県の「森林教育」の方針との整合性を図るため、今回の条例の附則において、関係条例の改正として、次の条文イメージのように、「森林環境教育」を「木育」を含んだ「森林教育」に改める形で「三重の森林づくり条例」の「森林環境教育」関係条文の改正を行うこととしたい。</p> <p>(条文イメージ)</p>
8	<p>小学校就学前は「木育」、学校段階では「環境森林教育」というように、世代によって言い方が変わっていくイメージがある。赤ちゃんから高齢者の方まで幅広い世代に木と触れ合ってもらふ、木の良さを知ってもらふという観点からは、「木育」というやわらかい言葉も必要であると思ふ。「木育」と「森林環境教育」の併記がよいのではないか。(今井委員)</p>	<p>(森林文化及び森林教育の振興)</p> <p>第5条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。</p>
9	<p>「三重の森林づくり条例」に「森林環境教育の振興」が規定されているが、県として「森林環境教育」という言葉に統一してこれから使っていくというのであれば、「三重の森林づくり条例」の改正も検討していく必要があるのではないか。今回の条例では、「森林教育」と謳ったとしても、「木育」が含まれるということを明記すればよいのではないか。(濱井委員)</p>	<p>(森林教育の振興)</p> <p>第18条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ<sup>うた</sup>機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
10	<p>「木育」と「森林環境教育」の併記が一番よいと思ふ。「木育・森林環境教育を含む森林教育の推進」といった形にすればよいのではないか。(谷川委員)</p>	

○ 第11 県民等の役割

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「県民等」の「等」が「事業者」であることを明記すべきではないか。 (西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県民等」については、「県民及び事業者」と想定していたところであるが、木材利用促進における事業者の取組の重要性も踏まえ、そのことが明確にわかるようにするため、条例全体を通して「県民等」ではなく「県民及び事業者」と明記することとしたい。</li> <li>・なお、「たたき台」の時点では、「事業者」から個別に役割規定を設けている林業事業者等を除くことを想定していたが、個別の役割規定と本規定では定めている役割が異なるところでもあり、あえて除く必要はないと考えている。</li> </ul>

○ 第12 公共建築物等木材利用方針

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>②(1)の「公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する基本的事項」について、読みやすさの観点から、「公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関する基本的事項」としてはどうか。(農林水産部)</p>	<p>・②(1)の「公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する基本的事項」については、「住宅における木材の利用」(第17条)など、地方公共団体も対象となっている「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の「第3章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策」に関する事項(法律による指針の規定事項には入っていない。)を想定していたが、「第4県の責務」④の修正に合わせて、②(3)の事項の中に「住宅その他の建築物における木材の利用の促進」に関することも規定することとなり、内容が重複することとなるため、条文から削ることとしたい。</p>
2	<p>②(3)について、「第4 県の責務」④と同様に、「木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及」を「木材の利用の促進に関する研究、技術の普及」としていただけるとありがたい。(農林水産部)</p>	<p>・御指摘のとおり、②(3)の「研究、技術の開発及び普及」を「研究、技術の普及」に修正することとする。</p>
3	<p>「公共建築物等木材利用方針」というタイトルになっているが、今回の条例は公共建築物以外の木材利用促進についても規定しているので、わかりやすく「木材利用方針」とすればよいのではないか。あるいは、「県産材」を入れるのであれば、「県産材をはじめとする木材利用方針」や「県産材等木材利用方針」ということも考えられる。(西場委員)</p>	<p>・御指摘のとおり、「公共建築物等木材利用方針」を「木材利用方針」に修正することとする。</p> <p>・「県産材」という文言を方針の名称に入れるかについては、条例の対象についての議論次第ではあるが、仮に「木材」全体が対象となったとしても、他の規定とも整合性のある形で「県産材」という文言が入るよう検討したい。</p>
4	<p>タイトルは、「県産材をはじめとする木材利用方針」くらいにしておいたらよいのではないか。(中森委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
5	<p>公共建築物以外の建築物について木材の利用を促進しようというのが今回の条例の核心部分になってくると思う。その点で、②(2)の「木材の利用の促進に関する目標」については、民間施設に対してどのような目標を置いて、その実績をどのように拾っていくかというところに難しさはあるが、民間も含めて方針と目標を置いて、また、実績の公表も行って、促していくことが重要だと考えている。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「たたき台」のとおり、既に都道府県方針で定める事項として法律で規定されている「当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標」に加えて、民間部門等も含めた「木材の利用の促進に関する目標」を方針に定める事項として条例に規定することとするが、その際、目標数値を定めることまで含めて条例に規定するかどうかについては、改めて委員間討議を行うこととする。</li> </ul>
6	<p>公共建築物以外の一般の建築物についても、その木材利用の状況が数字で見えないと具体的な推進はできないと思う。したがって、その辺りをきっちりと公表できるような仕組みを作ることで、実効的な条例になると考える。(中瀬委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、民間部門について目標数値を定めることとすることは、兵庫県に対する聴取り調査でも指摘があったように、地域や業態によって一律の目標数値設定が難しい面があること、そもそも数値の測定自体が困難であること、県において目標達成に向けた施策を講ずることに限界があることなど、課題が少なくないと考えられる。</li> </ul>
7	<p>公共建築物以外のところについて、目標を設定していくということに賛成である。また、公共建築物についても目標数値まではなかったもので、それも検討する必要がある。(杉本委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方、県が整備する公共建築物については、現在、法律で目標設定が定められているものの、「みえ公共建築物等木材利用方針」においては数値ではない定性的な目標にとどまっており、条例において目標数値まで定めることとすることも十分検討の余地があると考えられる。</li> </ul>
8	<p>公共建築物については、既に法律で目標を設定することになっているが、「みえ公共建築物等木材利用方針」では目標数値までは設定されていない状況である。方針の中で目標数値まで設定することを条例に規定するかどうかは議論のあるところである。(中森委員)</p>	

○ 第13 体制の整備

	委員意見等の概要	対応案
1	市町や他の団体も入った協議体のような体制づくりは重要だと思う。(濱井委員)	・委員意見や執行部の指摘を総合的に踏まえ、次の修正イメージのように①を修正することとしたい。
2	木材利用の技術等の点で国との連携が必要な部分があると思うので、①の「相互に連携し、及び協力する」対象として、「国」も入れたほうがよいのではないか。(谷川委員)	(修正イメージ)
3	「富山県県産材利用促進条例」のように「協議会」を設置するところまで規定したほうがよいと思う。(濱井委員)	① 県は、(略)県、 <u>国</u> 、(略)県民及び事業者による協議の場を設けるなど、 <u>県及びこれらの者が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。</u>
4	関係者が一堂に会して意見交換をする何らかの会議体のような場は必要だと認識しているが、条例上「協議会」とはっきりと書かれてしまうと、条例制定後の運用がしにくくなるおそれがあるので、条例上はあまり形を決めてしまわないようにしてもらえのありがたい。(農林水産部)	・なお、協議の場の役割については、条例で定めることとすると、実際の運営で柔軟な対応ができなくなるおそれがあることから、規定しないこととしたい。
5	「協議の場」や「協議できる体制」といった形で規定して、具体的な方策は執行部が考えるようにすればよいのではないか。(中森委員)	
6	兵庫県でも「ひょうごの木」利用拡大協議会が作られて効果を上げているという話を聴いたので、三重県においても、条例の内容を県民に広めていくためにも、様々な事業体等が参加する木材利用促進のための協議会的なものがあってほしいと思う。(西場委員)	
7	何らかの協議の場を設置するのであれば、公共建築物等木材利用方針に策定に当たって意見を聴くとか、木材利用の目標を設定してもらおうとか、何をするための協議の場であるのかを明確にするべきだと考える。(中森委員)	

	委員意見等の概要	対応案
8	協議の場で何をするのかを明確にすべきというのはそのとおりだと考える。兵庫県の「ひょうごの木」利用拡大協議会では、計画・実行・検証・行動を行っているとのことであった。(杉本委員)	
9	兵庫県の場合も条例に協議会の規定があるわけではないので、無理に条文に具体的に書きこむ必要はないと考える。「相互に連携するとともに、協議の場の設置等により、協力体制の整備に努めるものとする」といった形で規定し、あとは執行部が考えるようにすればよいのではないか。(今井委員)	

○ 第14 財政上の措置

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>木材利用について目標を掲げるのであれば、財政上の措置についても、責任感を持つという意味で、努力義務ではなく、「講ずる」と言い切ったほうがよいのではないか。(中瀬委員)</p>	<p>・既存の県の条例を精査したところ、議員提出、知事提出を合わせて、「財政上の措置」について規定する20条例の全てが努力義務となっており、県の条例体系上、今回の条例の「財政上の措置」だけを「講ずるものとする」とすることは説明が極めて困難であると考えられる。また、議員提出条例において「財政上の措置を講ずるものとする」と規定することは、地方自治法に規定された知事の予算調製権に抵触するおそれもあることから、今回の条例の「財政上の措置」については、努力義務のままをしたい。</p>